

県 P 安 発 第 6 号  
令和 4 年 9 月 29 日

各単位 P T A

保 護 者 様

奈良県 P T A 安全会

理事長 春 山 真 美  
(公 印 省 略)

### 「安全会カード」の配布について

時下、会員の皆様におかれましては、益々ご清栄のことと心よりお慶び申し上げます。

平素より、P T A の諸活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、日頃から奈良県 P T A 安全会会員の皆様には、P T A が主催または共催する行事における不慮の事故により該当する傷害を被った場合や、偶然な事故により該当する賠償責任が生じた場合等には、当安全会の保険をご利用いただいております。

また保険の内容につきましては、これまで P T A 広報紙上やあんぜん通信の発行を通して、周知・啓発に努めてまいりました。

しかしながら、個々の会員の皆様が安全会加入の有無をご存知でなかったり、補償内容や事故が起きた際の手続きの方法をご存知でなかったりして、保険のご請求に遅れ等が生じているのが現状です。

そこで、奈良県 P T A 安全会では、今年度も別紙の【奈良県 P T A 安全会カード】を作成し、会員の皆様（1世帯に1枚）に配布することにいたしました。

これは主に、奈良県 P T A 安全会会員であることの意識を高めるため、また、会員が補償内容を把握するためのものです。

このカードの内容をご熟読の上大切に保管していただき、もしもの時にご利用下さい。

『奈良県 P T A 安全会』は、

- ① 単位 P T A から報告のあった P T A 行事に於けるほぼ全ての傷害・賠償責任負担の事故に適応されます。（行事の追加は隨時受け付けています。但し、行事実施前に手続きが必要です。）
- ② 対象は、会員である保護者、先生、園児・児童・生徒（独立行政法人日本スポーツ振興センター法の適用外事例のみ）、特別会員、P T A 会員の同居の親族、P T A 会員の代理として行事に参加する者（但し、当該行事への参加が事前に P T A より認められている者に限る）になります。

傷害等が発生した場合には、まず所属の園・学校の P T A 担当者へ連絡し、「事故発生通知書」を作成の上、原本を 30 日以内に県 P T A 事務局へ送付して下さい。（令和 4 年度安全会のしおり P.15）

万一 30 日経過後のご報告の際は遅延理由書（同 P.18）をおつけ下さい。よろしくお願ひいたします。

# あなたは、PTA安全会の会員です。

令和4年度(令和4年6月1日～令和5年6月1日)

## 安全会 保険概要

奈良県PTA安全会

### 奈良県PTA安全会「PTA団体傷害保険」(証券番号:22S2610600)

日本国内でPTAが主催または共催する行事に参加中のPTA会員並びに園児・児童・生徒・PTA会員の同居の親族・PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方を対象として、不慮の事故によって被ったケガに対し適用されます。

\*独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき園児・児童・生徒のケガに対しては適用されません。

[死亡保険金]……………300万円

(事故の日から180日以内にそのケガがもとで死亡したとき)

[後遺障害保険金]……………12万円～300万円(後遺障害の程度によって)

(事故の日から180日以内にそのケガがもとで後遺障害が生じたとき)

[入院保険金]……………4,500円(1日につき)

(但し事故の日から180日を限度)

[手術保険金]……………45,000円(入院中)22,500円(入院中以外)

(事故の日から180日以内の手術に対して1事故1回)

[通院保険金]……………3,000円(1日につき)

(但し事故の日から180日目までを限度とし、支払い日数は通院治療日数90日を限度)

※特約により熱中症、細菌性食中毒(O-157・サルモネラ菌等)も補償対象。

### 奈良県PTA安全会「PTA賠償責任保険」(証券番号:22M6276211)

日本国内でPTAが主催または共催する行事の遂行に起因して生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えた場合や、他人の財物を損壊した場合などに適用されます。

対人賠償責任保険金(お支払限度額)…5,000万円(1名あたり)

1事故2億円

対物賠償責任保険金(お支払限度額)…5,000万円(1事故あたり)

保管物賠償責任保険金(お支払限度額)…10万円(1事故あたり)

保険期間中500万円(自己負担額5,000円)

(第三者から借りた用具・備品などの財物(保管物)を損壊・紛失・盗取された場合)

提供飲食物危険補償(お支払限度額)…PTA活動の遂行に伴う損害賠償責任の  
対人・対物補償と同額(1名・1事故あたり)

(注)保険期間中の限度額については、対人・対物それぞれの1事故あたりの限度額が適用されます

法律相談・クレーム対応費用補償(お支払限度額)…弁護士費用100万円(1事故あたり)

保険期間中1億円

#### もし事故がおきたら

各学校または各PTAにお申し出下さい。(30日以内に事故通知書のご提出をお願いします!)

《送付先》奈良県PTA安全会 FAX.0745-23-2555 火曜日～金曜日 10:00～16:00

■引受保険会社 AIG損害保険株式会社 奈良支店

※保険内容の詳細につきましては、各保険約款によります。